

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW
第6回会合 議事録

1. 日時：平成18年4月20日(木)17:15～17:45
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング(建築士)
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川委員、原委員、安念専門委員、大橋専門委員
浅見専門委員、福井専門委員

国土交通省

住宅局建築指導課 課長 小川 富由

鈴木主査 御苦労さまです。今日は基本ルール分野の資格制度ワーキンググループと、土地住宅の関係のワーキンググループの両ワーキンググループ合同のヒアリングということで行いたいと思います。

それでは、最初に、建築士についてこちらから質問を出しておりますので、大体10分程度で御説明いただいて、あとはディスカッションをと思っておりますので、よろしく願いします。

小川建築指導課長 それでは、建築士について調査票に基づきまして説明させていただきます。

建築士については、1級、2級、木造の種別がございます、私ども国土交通省で所管しておりますが、実際に登録先あるいは審査の実施というようなものは都道府県と分担しております。

1級については、登録で31万人ぐらいあります。これは当然、亡くなっている方も含めてということなので、実際の人数よりはかなり多くなっています。1級について、登録先は国土交通大臣。それから、審査の実施は地方整備局ということがございます。

2級、木造については、それぞれ都道府県知事あるいは都道府県が登録あるいは審査をやっております。

入会というのは、職能団体でございますけれども、建築士会というものがございましてけれども、強制のものはありません。

団体の法的根拠としては、第22条の2というところで建築士会の根拠がございます。設立の目的としては、建築士の品位の保持、進歩改善というようなことをうたわれております。

報酬規定でございますけれども、建築士法25条で根拠の規定がございまして、昭和54年の告示1206号ということで、これは別添で、3枚めくっていただきますと報酬の資料が付いておりますが、こういう形で定めております。

ただ、報酬については、実際に内容的にはどういった業務を行ったときに、どういった人数がかかるというようなことを、どうやって積み上げて積算するんだというようなことの方針を定めているところでありまして、告示に実際に単価が幾らだというようなことを書き込んでいるわけではございません。標準的な業務量を示すという形での機能を持っているというところでございます。

1 ページに戻りまして、広告規制というものはございません。

資格取得試験でございますけれども、建築士法第3章ということで根拠法令を持ってあります。大体、1級建築士ですと大学の建築系の学科を卒業して、実務2年を過ぎると試験を受けることができる。

受験者、合格者の推移でございますが、一番最後の紙がございます。実施状況ということで、毎年、学科の試験と設計製図の試験を行っておりまして、両方受かると合格ということで、最終合格率は10%前後ということで推移しております。平成17年でいきますと、最終的に5,548人の方が合格するというところでございます。

試験については、学科の試験に受かりますと、その年に設計製図の試験に落ちても、次の年の設計製図の試験の受験資格があるという特典を与えております。

調査票の2ページ目に入っておりますけれども、合格率につきましては大幅に変動しているとの認識は持ってございません。

資格者の過不足でございますが、不足はしていないのだろうと認識しております。

資格取得についての具体的なものでございますけれども、先ほど申しましたように、学科の試験に合格している場合は、次の受験に限り、学科の試験を免除して製図の試験が受けられる。試験問題につきましては、平成10年から公表、13年より持ち帰りを認めております。

関連・類似資格等との統合といったことでの試験科目の共通化、免除といったものはございません。

受験資格について、特例措置というものはございません。

罰則規定でございますが、懲戒処分権者としては、1級は大臣でございますが、2級、木造は知事ということで、懲戒としては免許の取消し、業務停止、戒告がございます。建築士法第10条で、幾つか懲戒となる行為を規定しております。今回のように構造計算書の偽装などがありますと、この2号に基づいて、違反しているということでやっております。

資格者団体による懲戒というのはございません。また、資格者団体による懲戒となる行為とかそういったものもございません。

免許の更新制度は、ございません。

定期的な講習等の有無、内容、頻度でございますが、これは規制改革の有無で、これまで建築士法施行規則で大臣が指定する講習というのがあったんですけれども、平成17年度をもって指定を取りやめております。各種関係職能団体等において自主的にいرون

な研修は実施しております。

3枚目でございます。追加質問項目でございます。そういうマンションの偽装問題がございまして、私ども全国的にそういう審査の状況を点検いたしますと、姉齒建築士というあれほどひどい偽装というのはないんですが、不適切な計算をしていたり、見過ごしがあつたりというのは各地で幾つか出ているというような状況でございます。したがって、抜本的な見直しをしなければいけないということで考えております。

当面、罰則の強化等につきましては、去る3月31日に建築基準法あるいは司法の改正ということで法案をまとめて、この国会で御審議いただくという予定でございます。主には、構造などの審査の厳格化、それから、民間の機関に確認をやらせていますが、そういう民間の機関に関する監督強化、建築士などの罰則の強化、更に情報の開示ということで建築士の処分の公表でありますとか、事務所あるいは民間確認機関の業務内容の開示といったものを内容としております。

更に、抜本的な議論、資格制度も含めてやるべきではないかということで、これは引き続き審議会で夏までに御議論をいただこうということでやっております。

したがって、幾つか質問をいただいておりますが、まず更新制度については、審議会で引き続き夏までに結論を得るということで検討すべき課題とされております。更新に近いわけですけれども、講習の義務づけといったものも議論すべきテーマであると考えております。

それから、専門資格の創出も検討すべき事項ということでございます。想定している資格者の業務範囲ということなんですけれども、大きく分けてそういう計画とかデザインとかという部分と、構造と、設備と大きく3つぐらいの分野があつて、そういったものの専門分化がかなり激しく進んでいるということがありますので、それをどうするか。余り分化すると、今度はとりまとめをするというか、統括をするという、建物をつくる側、発注する側に対する説明責任といったものも失われるおそれがありますので、そういったことが重要なテーマであろうと認識しております。その場合には、建築士は今、業務独占ということで、設計と工事管理についてすべてフォローするということになっているわけですが、その業務独占領域の見直し、切り分けも議論すべきテーマであると考えています。

資格の取得要件についても、これは今度、そういう資格をどうするかということの議論と並行するわけでございますけれども、教育の年限とか内容とかそういったことも踏まえて議論すべき必要があろうと思っております。

資格取得後の研修。これは、ほかの制度を見ますといわゆるインターン制度という形で、合格してから何年か実務研修というようなこともありますので、建築士の場合は受ける前に実務経験を2年ばかり持ってこいというのが条件でございますが、インターン制度も含めて議論すべき課題であると考えています。

罰則規定について、今回の法案で強化するわけでございますけれども、新しい専門資格

をつくるとすれば、それも当然、切り分けなどの議論があると思っております。

今回、先ほど言いましたように改正法案を提出していますが、情報開示制度を充実強化しようということでございまして、例えば建築士事務所に所属する建築士の業務実績の閲覧、これは年次報告をさせて、その内容を閲覧させるとか、処分した場合には氏名の公表といったことを内容としております。

そのほかにも、団体への加入義務づけ、先ほど、今まではないということでございますけれども、監督指導ということをしかりするために職能団体への加入義務づけをして、一律的にやらせるべきではないかという強い御意見もあって、これも議論すべきテーマとされております。

以上です。

鈴木主査 それでは、よろしいですか。質問のある方はどうぞ。

福井専門委員 この調査票の3ページの9番で、意匠、構造、設備については、議論すべきテーマであるというのはどういう御趣旨でしたか。

小川建築指導課長 今までは、建築士という資格を取ると意匠、構造、設備すべてその方の業務独占権能だということになっているんですけれども、非常にデザインの的に優秀な方が必ずしも構造設計を非常に詳しく知っているわけではないと。また、設備というところで言いますと、機械とか電気等ということになりますと、非常にそれも詳しく知っているわけではないというのが専門分化の実態なんです。

戸建ての住宅をつくるくらいだったら、電灯線をどこまで引けばいいかというのでそんなに問題はないんですが、大きなビルを建てるとなると、そういういろんな専門領域を見なければいけないだろうと。どれくらい、そういう専門領域として細分化したらいいのかという議論の中で、今、3つほどのグループ分けとして大きく計画が。

福井専門委員 建築士を3分類して、要するに意匠建築士、構造建築士、設備建築士みたいにするという方向なわけですか。

小川建築指導課長 方向かどうかは別にして、その3つぐらいの大きな領域で専門性が分化されていると。勿論、そのほかに都市計画とかそういうものがあるかもしれませんが、そういう分化をしている実態をどうとらえるかということから議論を始めるべきだという審議会の中でのポジションはいただいています。

福井専門委員 今、依頼者にとっては、その建築士が意匠に非常に秀でた人か、構造に非常に秀でた人かというのは、外部からうかがい知れない情報なのですか。

小川建築指導課長 人は見てもわからないのだと思いますけれども、普通で言うと、元請の設計者さんというのはいわゆる意匠とか計画とかを専門にされている方が中心で、そうやって、入り口がどこで、何階建てで、柱と壁はどの辺りにといたときに、それが本当に安全性があるかどうか、あそこの中に鉄筋を何本入れるとかそういうことの計算は構造の方がやると。それから、空調設備、電気設備、あるいは給排水といったものをどういうふうに配管してどうするかというのは設備の専門の方がやっていると。建物

の形をどう決めるかというのがデザインといいますか、意匠なものですから、その方がそういう設備とか構造の仕事をまとめて一つの設計図書に仕上げているというのが実態でございます。

福井専門委員 やはり、外目にはなかなかわからないということなのか、ある程度は相場観が、お互いプロ同士で元請、下請関係とかがあるとしたら、大体、この人はこの分野の専門とかがわかっているのだとするのかで何か分かれてくるような気がするのです。

後者の場合だったら、どうせわかっているのだったら、印を付けることにどういう意味があるのだらうということになるでしょうし、前者の場合だったら、やはり素人が勘違いして、別の専門の人に頼むのを防ぐために分けた方が親切ですねという方向に行くような気もするのですけれども、実体としてはどちらに近いのでしょうか。

小川建築指導課長 それは、素人の人が見たときとプロの間で見たときということとは違うと思います。プロの間だと、しばらく話をしている間で、この人、そんなことは言っているけれども、例えば構造のプロが構造のプロだと言っている人の話を聞いていくと、余りわかっていないとかというのはわかっていると聞いています。

福井専門委員 素人発注も少なからぬシェアを占めているというのは、実態なわけですね。そうすると、そこ向けにはやはり印があった方がわかりやすいということなわけですね。

レベルについてはどうなのですか。例えば、意匠建築士の三つ星とか、五つ星とかということはある得るのですか。

小川建築指導課長 頼む人がいきなり構造の人をつかまえて、頼むよと。それで、デザインは何でもいいのだから、あとはあなたがだれか連れてきてというようなことはほとんどやっていないだろうと思います。まして設備などの人をつかまえて、よほど、例えば自分の息子が設備をやっている、おまえに仕事を出したいから、ほかにだれか連れてきて仕事を組んでくれというようなことでもないと、なかなか、恐らくやはり意匠的な、あるいは計画といいますか、全体をつくりますという方を探して、その方にどういう注文だということを伝えてやるということが普通だと思います。

それから、三つ星とか四つ星の話については、これは私ども、今の整理で言えば、言わば建築士の方から自己PRして、私はこれだけの実績がありますというようなことを話をして、あとは消費者といいますか、依頼する側がその中で選択していくことなんでしょうと思っています。

福井専門委員 試験レベルとかでの能力判定なり、技術判定は、一応可能なのですか。要するに、可測性があるものなのか、いや、それは趣味の問題だとか、あるいはケース・バイ・ケースで異なるというのか。それはどちらに近いのでしょうか。

小川建築指導課長 デザインのレベルが高いというようなことになると、趣味的なものになります。

福井専門委員 現実には、はっきり能力差があるという感じですか。

小川建築指導課長 能力差はあると思います。

ただ、試験については構造についても、設備についても、あるいは意匠とか法律との関係とかそういったことについて全部聞いて、全部解けると。それから、図面も自分1人で5時間ぐらい与えてちゃんと仕上げることができるというところまでは問うていません。

福井専門委員 逆に、意匠にうんと秀でた人で、構造の能力は余りないけれども、デザインのセンスが抜群だという人が建築士になるのは、逆もあるでしょうけれども、阻害されていますね。

分化するというのは、大変結構な方向なのではないですか。

鈴木主査 どうぞ。

原委員 関連してなのですが、10のところの情報開示制度の充実という話があって、ここに所属する建築士の業務実績を閲覧させることというようになっていて、この業務実績の開示の仕方が、今、福井先生が話されたところと絡んでいて、どういう内容の開示をするかということによって選択がどう働くかということになると思うのですが、今、御回答にあったような感じの開示を考えていらっしゃるということになりますか。意匠、構造、設備に分けて、そして、レベルはなかなか難しいかもしれませんが、これまで何件手がけているというようなことの開示になると考えてよろしいのですか。

小川建築指導課長 これは、これからの改正なものですから、施行に向けて更に詰めなければいけないんですが、構造の設計を主にしていて、どのようなビルを何件やっていたというような内容になるかと思います。そういうものを見ると、この事務所は、あるいはこの建築士さんは構造が専門なんだというのがわかるようになると思っています。鈴木主査 ちょっと再確認ですが、そういうように建築士の資格を、今までは1本で、構造はわからないから意匠だけやっており、構造は外注するが、しかし、一応、構造もできるという資格であったものを、この人は意匠建築士だから構造はできないというようにしようということですか。そういう考え方があるということですか。

小川建築指導課長 そういう考え方も1つだということです。ただ、そうやって全部縦割にしまうと、今度は発注する側が、だれが責任を持ってくれるのかというような問題も出るんだろうということで、そこはちゃんと審議会の方でしっかり議論いただきたいと思っております。

鈴木主査 意匠とか構造の分野で、そういうもので専門化した資格者集団というのか、そういう学会なり、あるいはそういう人たちの集まりなり、団体なりというのはありますか。例えば、医療の場合だったら専門医制度というのがあって、それがかなり発達しているわけなのです。だから、その専門医制度というものを活用して、これは一種の民間資格ともいえますが、そういうもので認知度を高めていくやり方があるのです。

小川建築指導課長 そういう議論もございまして、例えば建築士会というところで専攻

建築士制度という形で構造専攻とか、意匠専攻とか、まちづくり専攻とかというふうに分けて、それぞれの専門性を認証する仕組みをつくりましょうという動きをしているところもございます。それはどちらかというところとさらさ型で、もともとの根っこは同じなんです。専門医のように専門分化というか、それを土台に専門分化していくというような仕組みが1つあります。

もう一つは、特に設備などがそうですけれども、もともとは機械とか電気とかというようなバックグラウンドなので、必ずしも建築関係について一体的な知識を持たずに、ある種、縦割でもいいのではないかというような議論もあって、これはどのような結論をいただけるかどうか、今のところ、全く結論の方向が見えていません。

鈴木主査 どうぞ。

大橋専門委員 2点ほど質問させていただきます。

第1点は、非常に初歩的なのですが、先ほど情報開示というのがありましたけれども、この建築士制度における情報開示というのはだれを相手にしてやるんですか。相手はだれですか。つまり、私のような一般消費者が相手なのか、それとも建築士に工事の設計を頼む人が対象なのか。だれが対象なのかということが第1点です。

もう一点は、ここの何とか研究会で中間報告の一つとして建築士の団体への加入義務についても議論されているというのですが、この加入義務制の必要性というのはどんな議論があるのかどうか。その議論を御紹介いただきたいと思います。

小川建築指導課長 まず、開示の相手方ですけれども、これは一般に対して開示する。したがって、何か懲戒されたら、その方の名前は公告されるというふうにしています。勿論、そのほかに、設計事務所の業務実績の閲覧というようなことについては一般に対して公開ですが、実際上は、そこに仕事を頼もうと思っているような方がやはり活用するんだろうと思っています。

大橋専門委員 私などの素人に、その情報を開示されても、その情報を開示されたものが本当に正しいのかどうか。あるいはそれについての評価というのは、原則としてできない人が多いですね。だから、そういう人を対象にしているのではないのでしょうか。

小川建築指導課長 そういう方が、例えば自分の家を建てる時に、結局、そういう情報があれば、ほかのもう少し詳しい方にアシストしていただいて、こういう履歴なり、こういうものであると、余りこういう人に頼んでも違うのではないかとか、そういうことは使えると思います。

勿論、それは人気投票とかそういう話ではありませんから、それは一般の人が常に知っている必要がある情報ではないと思います。

2番目の団体加入なんですけれども、能力の継続的な向上とか、社会的な技術とか、あるいは水準、要求レベルといったものが動きますから、そういったことについて日ごろからちゃんと研修とか勉強をしていく。そういうものを供給するベースが必要なのではないかとか、倫理の問題で、言わばいろんな施主から悪いことをやれと言われたときに

道徳的にはね付けられるような能力を涵養するといったことをするには、職能団体がお互いといいますか、同じ資格者同士で助けてやるとか、あるいは相互に教育していくとか、そういうことが有効なのではないかという御議論があって、例えて言えば、ほかの職能団体でも、弁護士会とか幾つか強制加入というような形でやっておられて、その中の団体規律で、ある種、自助自立を果たしているという実例もあるので、建築士の場合、特に業務体制の中でいろいろな圧力があつたときに個人では弱い部分もある。そういうことの中で職能団体をうまく活用できないか、あるいは活用すべきではないかというような御議論をいただいています。

大橋専門委員 おっしゃった意味で、建築士の能力をアップするという必要性は私はあると思いますが、だから、直ちに建築士を一定の協会的なものに強制入会するというところに論理的にはつながらないような感じがするのです。

だから、強制入会にしたら建築士の能力というのが向上することに有効であるというふうにおっしゃっている人というのが、どうして有効なのかどうか、私にはいまいちはっきりしないのです。

鈴木主査 ついでに言うと、今、一番の問題になっているのは士業、この建築士もサムライだけれども、普通サムライというと行政書士、司法書士、弁護士といった一連の法律職務及び経済職務になるのですが、そののところでは強制入会制度をほとんどが取っているのです。

一番の弊害は何かというと、強制入会とするとお互い様がムラをつくってしまうのです。建築士の入札領域というのは余り想定できないが、さっきから伺っていると、3つの領域をつくるとなると、これは明らかにその二の舞となる危険性があって、そうすると、そのところは強制入会にして、そして自分のところで1次罰則をかける。最終罰則は、勿論、国土交通大臣がやるのですが、そういうことになると、お互い様が自分の領域には入ってくるなという囲い込み合戦をやるといふ弊害が出てくる。

したがって、我々のテーマは、そういう強制入会制度を少し見直さなくてはならないということになる。弁護士については、ある程度、やむを得ないところがある。というのは、懲戒権が法務大臣もなければ、だれにもないというので、弁護士会での自治でやるしか手がないが、そのほかは懲戒権を各省大臣が持っているわけですから、この懲戒権を余りばらまきますと、お互い様が無責任になる。協会は協会として仲間の論理になるし、それがましてや3つのものに分かれると、互いのお仲間の論理でやる。行政の方は行政の方で、協会の方でしっかり見ているはずだからというようなことになってきて、かえって目的に反することにもなりかねません。そのうえ、その固まりは固まりとして一つの城をつくって、他人は入ってくるなという動きが出てくるという弊害があるのです。

だから、まさしく悪い例を、今、ああいう事件があつたので、悪い例を考えると、それを是正する一つの方法として、そういう点も、良いところだけを考えるとそうかなと思

うかもしれないが、悪い側面も現実にあるわけです。だから、そこをよくくみ取って考えてもらわないと、角を矯めて牛を殺すみたいな話になりかねないという点を申し上げておきたいと思うのです。

福井専門委員 ちょっと補足で、私も同じ趣旨なのですが、強制加入というのはやはり極めて例外的な制度なのです。何故かといいますと、もともとは情報の非対称対策で、消費者にきちんと品質の一定したサービスを供給させるためにもともと資格制度があるわけで、その中での強制加入を措置するというのは、要するに強制加入して職能団体に懲戒権の行使とか品質管理をゆだねない限り品質管理ができない、消費者が大変な目に遭うとか、あるいは市場が成立しなくなるというような必然性のあるものに限って合理化されるというのが出発点ですから、だから、例えば資格の言わば生命・身体への影響という意味では一番影響の強い医師にしても、医師会は強制加入ではないわけです。建築士は、今、大臣の監督権もあるわけですから、それこそ弁護士会はともかくとしても、職能団体の強制加入を通じてしか品質管理ができないとまで言えるかどうかというところは大分隔たりがあるように思いますので、余りそちらに飛び付く安易な方向を取られない方がいいように思いました。

鈴木主査 だから、ああいう問題があったから、何かを変えて世の中に身のあかしを立てないといけないという気持ちになるのはわかるが、この道はいつか来た道で、皆、そういうことでやって、結局、それはマイナスの効果の方が後になると出てきているということがあります。

だから、御省のところの今までの姿勢は、我々がむしろどちらかという理想論として考えている職能団体と資格者の在り方を行っているのです。それで結構です、これが合格点です。

小川建築指導課長 中間報告でも、例えば厳しい参入規制になるというようなことで、社会的な必要性を明確にする必要があるのではないかと、団体の指導監督体制を大幅に強化してもらう必要があると。そういった場合に、団体の団体会員への監督の在り方、あるいは国、都道府県の当該団体に対する監督の在り方について検討を行う必要があるという注意書きといいますか、指摘をいただいております。そういうことを検討しながら、引き続き検討しなさいということになっています。

福井専門委員 大体、職能団体というのは執行部がかなり強力な権力を握るようになるのです。どこでもそうですが、特に強制加入にしたら絶大な権限を握るようになりまして、非常に派閥化したり、政治化したり、あとロビー団体化したりということが往々にして起こるので、弊害の方はよほどきちんと見た上で考えないと危ないですね。

黒川主査 多分、31万人もの方がいらして、どの方も都合のいい方を使われるというようなことをやると今回みたいなことが起こるのだと思うのですけれども、つまり、建築士の方で適切な競争とか、それから、能力を、つまり明らかにその人のキャリアとか、これまでどういう実績があるかということ的背景において、きちんとした競争環境とか

があればいいのですけれども、どちらかという資格を持っていて身内の中に抱えてということで、その間の建築士さんの中の競争というのが損なわれているのではないかと
いう予感もするのですけれども、そうすると、何らかの形でよりすぐれた建築士さん
を使った方が有利になるような環境の整備ということをおの中にうまく組み込むことは
できないのだろうか。

そのことを感じるのは、2級建築士さんの方が六十数万人いて、1級建築士さんが三十
数万人いて、かなりたくさんの方がいらして、実際にはどれぐらいの方が本当にそれぞ
れのエリアで、つまり活躍されているのか。どれぐらい、それぞれ能力を発揮されてい
るのか。それとも、組織の中に入ってしまって、そういうこととは無関係に一定の重要
な仕事をされているのか。ひとり立ちして仕事をされて、競争されるという環境なのか。
何か、置かれていらっしゃる環境によって使われ方が全く違ってしまっているのでは
ないかという感じがするのです。

そうすると、さきほどのような職能のケースで個人の資格を守って、そして、個々人の
間で競争できることが望ましい方向なのか。それとも、一定の資格を何回か更新しなが
ら最新の技術を持っていただいて、つまり、組織の中で一定の能力以上のことを常に発
揮していただくようなことが大事なのか。もう少し建築士さんの常に更新しなければい
けないような能力のものなのか、それとも競争していると必然的に能力が高まってくる
ものなのか、何年かおきに見直さないと、建築士さんの資格というのが維持できないよ
うな環境にあるということなのか。ありように関して、どのように一般的に認識されて
いらっしゃるのかというのを伺いたいのです。

小川建築指導課長 なかなか難しい御質問だと思います。

団体の加入率が非常に低いというのが実際で、恐らく、こういう議論の中の出発点とし
ては、言わば余りにも組織化されていなくて、横の連携がないということの中で個別個
別がいろいろ、要するにちゃんとした競争の環境の中ではなくて、例えば悪い仕事でも
安くやればというような形でやられていくのではないかと。その中で、より団体加入み
たいなものを進めて、情報を共有することで適切な競争ができるのではないかとというよ
うなことがまず議論になると思います。

当然、建物を設計するということについてだけをとらえれば、1回取得した能力がなく
なるということはないので、その部分についてどうしても見直さなければいけないと
いうことではないとは思いますが、一方で、一般の方々が要求しているいろんな新しい
分野、エネルギーだとか、バリアフリーとか、そういった社会的な要求レベルが上が
っているときに、それに対する説明責任といいますか、レスポンスが全くできていな
い人しかいないという業界になっても困ると。

したがって、そういうアップ・トゥー・デートな知識、あるいはある種、技能かもしれ
ませんけれども、そういったものは取得していただきたいと。そういう流れの中でどう
いうふうにするのかということだと思います。

今のところで、最低、家さえ建ててくれればいいんだというふうにすれば、今のままでずっとやれるし、では、やはり仕事を頼んだときに、今の一番新しいデザインとかいろんなことも含めてやってくれなければ困る。お医者さんなどでもやはり同じようなことが言えるのではないかと思いますけれども、とりあえず、薬をもらうだけならいいけれどもというのはあるかと思います。

鈴木主査 このようなことが起こると、強制入会というのを業界にやらせようとか、その業界団体で勉強をさせようというようなことを考えるけれども、結局は形式になってしまうことが非常に多いのです。勉強しなかったからというので、資格を取りあげてしまうということは現実問題、なかなかできない話で、何時間か眠って聞いている人がいても、それでよいということになってしまうのですが、そういう発想よりももっと、例えば姉齒のようなものを発見できるような仕組みができないですか。

例えば、構造計算などといったら、それをチェックするきちとしたソフトがありさえすればチェックできるはずだと思うのです。むしろそういうところのほうを開発していくというアプローチとか、あとは情報公開を徹底するとともに罰則を強化するというような方法の方が本当の打つべき手ではないかと思いますが。

小川建築指導課長 それは、今回の改正で、皆、措置はいたします。

原委員 私も、重ねてなのですが、姉齒さんが関わっていらっしゃった物件は複数ありますね。多分、業界とか、関わっていらっしゃる近い人では、何か知られていたことなのではないかという感じもするのですが、それほど個々の契約というのは閉鎖的と言うとおかしいですけれども、ほかの人が発見しにくいものなのか、それとも、関わっている近くにいる人たちには何となくうわさのようにわかっていて、ただ、表になかなか出なかったというようなことになるのかどうか。今、鈴木さんがおっしゃられたように、うまく相互に発見できるようなことはできなかったのかと思うのです。

小川建築指導課長 これも難しい話ですけれども、いわゆる経済設計というような形で非常に合理的な構造計算の設計を得意とするというようなグループの方々といいますか、幾つかの事務所は業界内で結構有名であったというのはいろいろ調べてくると出てきたんですけれども、ただ、個別個別の設計内容についてお互いが見ていないものだから、結局、姉齒であっても、それまではいわゆる経済設計というか、非常に悪い言葉で言えば法律ぎりぎりの設計が得意な人の一人というようなとらえ方をされていたというのではないかと思うんです。

今回も、実は改正で行うんですけれども、専門家がピアチェックということで、いわゆるもう一回見ますと。お互いにお互いの設計を見合うというのはお医者さんがお医者さん同士でカルテの見せっこをするようなものなので、できているようでできていないということがあるので、今回の改正でそういう仕組みを入れますので、そこはかなりお互い、こんなことをやっていたんだということではできると思いますし、私どもも反省があって、専門性が高いから余り行政の中ではしの上げ下ろし的に、これはだめ、べからず

集みたいなのは出さなかったんですけども、それはここここはきっちり見てくださいというものでガイドラインといったものも出したいと考えています。

鈴木主査 どうぞ。

大橋専門委員 講習の義務づけについて、今、検討中ということで、これについて教えていただきたいのですが、講習の義務づけというのは、まずどういう科目の講習が予定されているのか、あるいは議論されているのかということと、もう一つは、講習した後に、例えば試験などをして、その試験を通らなければ建築士の資格というのを剥奪するというような効果も持った講習の義務づけを検討されているのかどうか。この2点について教えていただきたいと思います。

鈴木主査 では、まだもう一件あるので、手短にお願いします。

小川建築指導課長 試験するかどうかについては、これからの議論です。

内容については、新しい技術とか規制とかそういったものが出てくると、それについての知識をちゃんと持っていただくというのが大きな眼目になるかと思っています。昔のことばかりしか知らないと、複雑な計算方法が出てきたんだけど、それについての知識が全くない、説明責任も果たせないというようなことだと困る。例えば、いつまで経っても、例えばアスベストなどを使っても当然だみたいなことを思っていて、いつから禁止されたのかなどという話があっては困るんだとかということを考えています。

福井専門委員 今の流れで思ったのですけれども、基本的には多分こういう流れだと思うのですが、特に業務独占のことがさっきまで余り話題になっていないのですが、業務独占で大体当会議でも合理性がないという議論がどの資格についても割合普遍的なのですが、これは名称独占にさせていただくと。名称独占にさせていただいて、だけれども、意匠、構造、設備とか、専門領域ごとに分けて資格をつくる。しかも、その中で一種の格付けとか、新しい知識だということがわかるようにする。例えばTOEFLとか、ミシュランのレストランガイドです。ああいう感じの、この時期におけるこういう評価だということが消費者に対してははっきりしているというようなことをやれば、恐らくここに書かれておられるような問題意識というのはほとんど担保できるのではないかと思います。大体、ほとんど同じことを前建築学会長の仙田満先生などが、よくシンポジウムで御一緒すると意気投合するのですけれども、大体、そういうことになるのではないかと思いますので、御参考までに申し上げます。

鈴木主査 我々の方は、今、言ったようなことで、いわゆる入会強制の弊害というのは余りにも現実にありますから、その辺は非常に関心を持って、新しく悪い人のグループができないように最初からしておきたい。そうすると、いい方法は何かというとさっきから議論していたところがやはりポイントになってきて、特にチェック機関です。チェック機関をイージーにつくるからというところにも問題があるという感じがしますので、そこら辺に本当に効く注射を打てと。効能のない、形だけの売薬は盛るなということで考えていますし、全分野で強制入会については、今、それを見直すことを求めてお

りますので、それは心においてください。